

# 第1章

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで、個人の問題とされていた自殺が、社会の問題として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超える水準で推移しているなど、非常事態はいまだに続いていると言わざるを得ません。

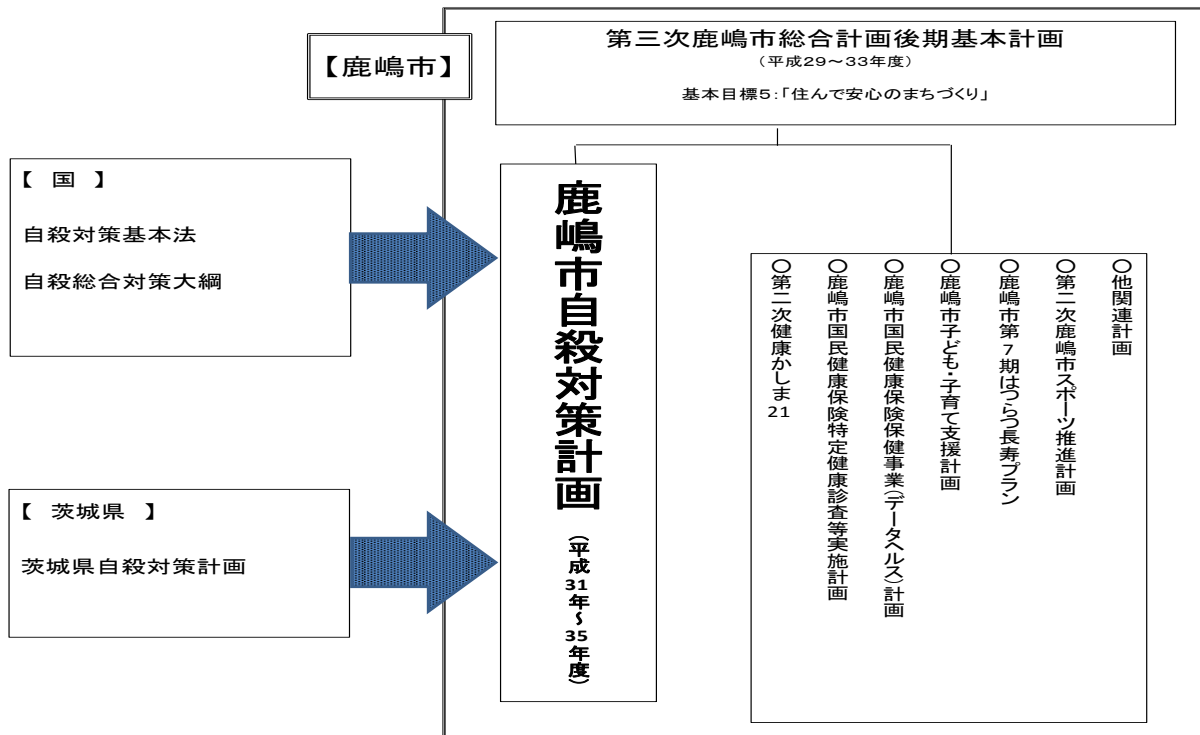
そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が、都道府県自殺対策計画又は、市町村自殺対策計画を策定することとされました。

こうしたことから、本市において自殺対策を総合的かつ効率的に推進するため、「鹿嶋市自殺対策計画」を策定することとします。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める市町村自殺対策計画として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実現していくため、本計画を第三次鹿嶋市総合計画後期基本計画で掲げる6つの基本目標のうち「住んで安心のまちづくり」に位置づけるとともに、関連する法律や各種計画との十分な整合性を図っていきます。



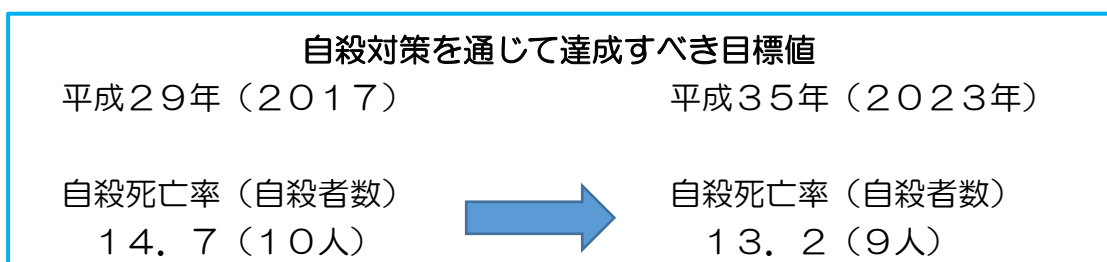
### 3 計画の期間

本計画の目標年次は、自殺総合対策大綱の改定が5年を目安に見直しすること、また、茨城県の自殺対策計画期間が5年間であることから、計画の期間を平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

ただし、自殺総合対策大綱の改定等、自殺対策をめぐる状況の変化や市上位計画の見直しの状況等を踏まえ、必要により見直しを行うものとします。

### 4 計画の目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は自殺総合対策大綱において、平成38年（2026年）までに、自殺死亡数を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させ、13.0以下とすることを目標として決めました。このような国の方針を踏まえ、本市の目指すべき目標値として、平成29年（2017年）の自殺死亡数14.7（自殺者数10人）を、平成35年（2023年）までの5年間で、概ね10%減少の13.2以下（自殺者数9人以下）を目指すこととします。



<参考>

	平成27年（現状）	平成38年（目標値）
国	18.6	13.0以下（30%減少）
茨城県	18.3	13.1以下（30%減少） ※2023年までに14.7

※ 国・県の自殺率は人口動態統計より算出